

# 中國古代の夜について

——人間の活動と鬼神の出現——

矢 島 明希子

はじめに

1. 時間としての夜
  2. 夜間の活動
  3. 夜に訪れるもの
- おわりに

はじめに

筆者はこれまで、中國古代の鳥の持つイメージについていくつかの論文を發表してきた。そのうちフクロウのイメージに關する研究を通じて、文献史料におけるフクロウは、夜に鳴き怪異を引き起こす妖鳥と見なされることを指摘した。<sup>(1)</sup>以下にその例を擧げる。

『周禮』 秋官・蒼族氏

天鳥の巢を覆すを掌る。【鄭玄・覆は猶お毀つがごとき也。天鳥とは、惡鳴の鳥にして、鴞鵬の若し。<sup>(2)</sup>】

『周禮』 秋官・庭氏

國中の天鳥を射るを掌る。若し其の鳥獸を見ざれば、則ち救日の弓と救月の矢とを以て夜之を射る。【鄭玄…鳥獸を見ずとは、夜來たりて嗚呼し怪を爲す者を謂う。獸は、狐狼の屬。】<sup>(3)</sup>

『晏子春秋』内篇雜下・柏常騫禳臯死將爲景公請壽晏子識其妄

景公路寢の臺を爲るに、成れども踊らず。柏常騫曰く「君臺を爲ること甚だ急にして、臺成る。君何爲れぞ踊らざるや」と。公曰く「然り。臯有りて昔者に鳴く、聲の爲さざること無き也。吾之を惡むこと甚し。是を以て踊らず」と。<sup>(4)</sup>

これらの記事から、夜の鳴き聲が人々の恐怖を喚起したと考えられる。では、そもそも中國古代における夜とは、どのような時間であったのだろうか。

中國古代の文化研究において、個別のテーマで夜に言及することはあるが、中國古代の夜全般を主題とする研究はほとんど見られない。日本の古代研究においては、三宅和朗氏の夜と人々の感性に關する論考がある。まず、一日は大別して晝と夜、細かくは朝・晝・夕・夜に區分されるとし、次の四點を要點に擧げる。

I. 明るい晝間は、人間の活動する時間帯で、人間の感性では視覚が優位に働く。

II. 暗い夜には、人間以外の神・佛・鬼・妖怪などの異類が活動し、人間の視覚が十分に及ばない分、聽覺・嗅覺・觸覺が有効に働く。

III. 夕方には、異類の活動が始まる。

IV. 明るくなる朝は、異類が退散し、人々が前夜の異類の不思議な活動の形跡をみつめて驚く。<sup>(5)</sup>

これらの要點は中國古代人の感性にも適用しうるであろうか。出發點として、筆者は三宅氏の擧げた四つの要點を參考に中國古代における夜のあり方を考えてみたい。

ただし、古代といっても日本における「古代」と中國における「古代」を同質の歴史區分とみなすわけにはいかない。

三宅氏が史料として用いる記紀や說話類は、中國の古代史料とは時代が遠く離れており、三宅氏の引く史料と安易に比較

対照できるものではない。本稿では春秋時代から後漢頃までの文献史料を中心とし、必要に応じて魏晉以降の史料をも用いることとする。さらに、「夜」というテーマは茫洋として大きく、筆者の力では本稿で全て論じることが困難であることを先に認めておきたい。そこで、本稿ではひとまず中國古代の夜の一端を提示し、問題を提起するにとどめる。

## 1. 時間としての夜

### (1) 夜の字義

まず、『説文解字』（以下『説文』）で「夜」を引いてみよう。すると、以下のようにある。

『説文』 卷七上・夕部「夜」

舍也。天下休息す。夕に从い、亦の省の聲。<sup>(6)</sup>

これによれば、「夜」とは、「夕」に従う字で、天下が休息する時間を指す。段玉裁は「夜」と「夕」は渾然として分かちがたいという。<sup>(7)</sup>では「夕」を見てみよう。

『説文』 卷七上・夕部「夕」

莫也。月の半ば見ゆるに从う。凡そ夕の屬は皆夕に从う。<sup>(8)</sup>

字形からして分かるように、「夕」は半月の象形である。白川静氏は「古く朝夕の禮と呼ばれるものがあって、朝には日を迎え、夕には月を迎えた。その禮を大采・小采という。金文に「夙夕を敬む」という語が見え、政務の大本を意味する。その朝夕の禮のとき、政務がとられたからであった」という。<sup>(9)</sup>

白川氏のいう大采・小采とは、『國語』魯語下に以下のようにある。

（公父文伯の母が嘆いていうには）……是の故に天子大采に日に朝し、三公・九卿と地徳を祖識す。日中政を考え、百官

の政事ある、師尹維旅・牧・相と民事を宣序す。少采に月に夕し、大史・司載と天刑を糾虔す。日入りて九御に監し、禘・郊の粢盛を潔奉せしめ、而る後に安に即く。諸侯朝に天子の業命を修め、晝に其の國職を考え、夕に其の典刑を省み、夜に百工をいまし倣め、恇淫すること無からしめ、而る後に安に即く。卿大夫朝に其の職を考え、晝に其の庶政を講じ、夕に其の業を序し、夜に其の家事をむさ庀め、而る後に安に即く。士朝に業を受け、晝にして講貫し、夕にして習復し、夜にして過を計り憾無く、而る後に安に即く。庶人より以下、明にして動き、晦にして休み、日に以て怠ること無し。<sup>(10)</sup>

ここでは、諸侯・卿大夫・士が一日のうちに行うべきことが朝・晝・夕・夜に區分されている。諸侯は夕に典刑を省察し、夜は百工を戒め、卿大夫は夕に職務を整理し、夜は家を治め、士は夕に復習して、夜に過失がないか調べ、庶人以下は暗くなれば休むとあり、夕・夜の行動は物事を治め反省し、休息する時間といえる。

同様の時間帯区分は『春秋左氏傳』（以下『左傳』）昭公元年にも見える。

（鄭の子産が病氣になった晉平公を見舞って言うには）僑之を聞く、君子に四時有り、朝は以て政を聽き、晝は以て訪問し、夕は以て令を脩め、夜は以て身を安んじ、是に於て其の氣を節宣す。<sup>(11)</sup>

ここでも、夕は令を脩め、夜は自身を休める時間とある。君子たる者、これを守り、折々に氣をコントロールするのだという。これらの記述から、夜という時間帯は、物事を治め休む時間帯とされたことが確認できる。

## （2）時間區分

晝夜の間帯はさらに細分化される。ただし、その分割の方法や名稱は、史料によって十分割、十二分割等複数の區分・名稱が見られ、一定しない。<sup>(12)</sup> 例えば、『左傳』では十時制に關する記述が見える。

『左傳』昭公五年

日の數十、故に十時有り、亦十位に當り、王より已下、其の二を公と爲し、其の三を卿と爲す。<sup>(13)</sup>

時間の刻み方には、天文曆法はもちろん、漏刻など時計の發明を考慮しなければならないが、時計についてはジョセフ・ニードムをはじめ、科學技術史の立場から研究されており、<sup>(14)</sup>詳細な議論はそちらに譲りたい。

夜のみに關していえば、漢代以降、夜の時間帯は五つに區分された。

『漢書』卷九十六上・西域傳・罽賓國

斥候士百餘人、夜を五分し刀斗を撃ち自ら守る。【顔師古・夜に五更有り、故に分ちて之を持する也。】<sup>(15)</sup>

顔注のいう「五更」とは、『漢舊儀』（初學記）卷二十五・器物部・漏刻第一引）に「五夜、甲夜・乙夜・丙夜・丁夜・戊夜」とする區分である。では、こうした時刻はどのように知らされたのであろうか。時刻を管理する官職については、

『周禮』夏官・挈壺氏に言及がある。

挈壺氏……凡そ軍事、壺を懸けて以て聚櫜を序づ。凡そ喪、壺を懸けて以て哭者を代う。皆水火を以て之を守る。分かつに日夜を以てす。<sup>(16)</sup>

鄭玄は「以序聚櫜」について、鄭衆（司農）を引き、

鄭司農云うに、壺を懸けて以て漏と爲す。以て聚櫜を序づとは、次を以て更聚櫜を撃ち備え守る也と。玄謂えらく

擊櫜とは、兩木相敲き、夜時を行る也。<sup>(17)</sup>

と、時間毎に拍子木を打ち鳴らして夜廻りをする事とする。これが実際に行われていたとすれば、古代の夜には夜警の拍子木の音が響いたことが想像されよう。<sup>(18)</sup>

## 2. 夜間の活動

## (1) 軍の進退

夜は人々が休む時間帯であつたにもかかわらず、夜に行動を起こす事例が文献史料中にしばしば見られる。本章では『左傳』からその例を擧げてみたい。夜の行動として、比較的多く見られるのは軍の進退である。まず撤兵の例を見よう。

## ① 莊公二十八年

(楚が鄭を攻め) 諸侯鄭を救い、楚師夜に遁る。鄭人將に桐丘に奔らんとするも、諜告げて曰く、「楚暮に烏有り」と。乃ち止む。<sup>(19)</sup>

## ② 文公十二年

(秦と晉が會戦し) 秦の行人夜晉師に戒げて曰く、「兩君の士皆未だ愍げざる也、明日相い見んことを請う也」と。史駢曰く、「使者の目動きて言は肆、我を懼るる也。將に遁れんとす。諸に河に薄らば、必ずや之を敗らん」と。晉甲・趙穿軍門に當たり呼びて曰く、「死傷せるもの未だ收めずして之を棄つるは、不惠也。期を待たずして人に險に薄るは、無勇也」と。乃ち止む。秦師夜に遁る。復び晉を侵し、瑕に入る。<sup>(20)</sup>

## ③ 宣公十二年

(晉と楚の戦の中で) 昏に及び、楚師邲に軍す。晉の餘師軍すること能わず、宵に濟り、亦た終夜に聲有り。<sup>(21)</sup>

## ④ 襄公十八年

丙寅晦、齊師夜に遁る。師曠晉侯に告げて曰く、「烏烏の聲樂し。齊師其れ遁れん」と。邢伯中行伯に告げて曰く、「班馬の聲有り。齊師其れ遁れん」と。叔向晉侯に告げて曰く、「城上に烏有り。齊師其れ遁れん」と。<sup>(22)</sup>

軍隊の行動について、『周禮』夏官・大司馬には、

中軍鼙を以て鼓を令し、鼓人皆三鼓す。司馬鐸を振り、羣吏旗を作こし、車徒皆作こる。鼓行して、鑼を鳴らし、車徒皆行き、表に及んで乃ち止まる。三鼓して鐸を擁し、羣吏旗を弊し、車徒皆坐す。……鼓戒すること三闕、車三發し、徒三刺す。乃ち鼓して退き、鑼を鳴らし且つ卻き、表に及びて乃ち止まる。坐作初めの如し。

と、軍を動かすには鼓や鑼を打ち鳴らして合圖をするという訓練の記述があるが、ここで挙げた①から④の撤兵の記事には何らかの合圖があったという記述が見られない。③では、晉の殘軍は駐屯することができず、夜に黄河を渡り一晚中音を立てて使いものにならなかつたということから、通常、夜間の退却は音もなく行われるものであつたと考えられる。④においても、敵對する齊軍が撤退したか否かについて、齊軍そのものが發する音ではなく、鳥や馬の聲によつて判斷している。これらのことから、夜の撤兵は鼓など打ち鳴らすことなく、密かに行われたのであろう。

次に、撤兵とは逆に、出兵・出擊する事例を擧げる。

##### ⑤文公七年

(晉の趙盾らは秦にあつた公子雍の擁立をはかり、秦軍がこれを護送した。ところが趙盾らは靈公擁立に方針を變更し、公子雍を護送する秦軍を追い返すべく迎え撃とうとした。) 卒に訓え兵を利くし、馬に秣まぐさに食わして、師を潛めて夜に起つ。戊子、秦師を令狐に敗り、刳首に至る。

##### ⑥襄公二十五年

(以前、陳が楚とともに鄭を伐つた時、陳が通つた道は井戸を塞がれ木を切られた。) 鄭人之を怨む。六月、鄭の子展・子産車七百乗を帥い陳を伐ち、宵に陳城を突き、遂に之に入る。陳侯其の太子偃師を扶け墓に奔る。

##### ⑦襄公二十六年

子儀の亂に、析公晉に奔り、晉人諸を戎車の殿に寘き、以て謀主と爲す。繞角の役に、晉將に遁れんとするに、析公

曰く、「楚師輕窺にして、震蕩し易き也。若し鼓を多くして聲を釣しうし、以て夜に之に軍せば、楚師必ずや遁れん」と。晉人之に従い、楚師宵に潰ゆ。<sup>(27)</sup>

⑧昭公十七年

(吳が楚に進攻したので、楚は吳を破り、吳王の乗船である餘皇を奪った。吳の公子光は舟を取り戻そうとして) 長鬣の者三人をして舟の側に潜伏せしめて曰く、「我餘皇と呼べば、則ち對えよ。師夜に之に従わん」と。三たび呼べば、皆迭<sup>(28)</sup>對う。楚人従いて之を殺すも、楚師亂れ、吳人大いに之を敗り、餘皇を取り以て歸る。

夜襲は密かに、そして突如として行われる。⑦は、相手の動搖を誘うために軍鼓を鳴り響かせて襲撃する事例。⑧では合い言葉を決めている。さらに⑤では詳しく描寫されないが、「師を潜めて夜に起つ」とあることから音を立てずに出兵したものと想像される。

晉を殺す場合、「枚」を口に含んで聲を殺した。『左傳』には記述がないが、『國語』吳語に次のように見える。

是に於いて吳王師を起こし、江北に軍し、越王江南に軍す。越王乃ち其の師を中分し以て左右の軍と爲す。其の私卒君子六千人を以て中軍と爲す。明日將に舟もて江に戦わんとするに、昏に及び、乃ち左軍に令して枚を銜み江を<sup>水かのほ</sup>浜ること五里にして以て須<sup>ま</sup>たしむ。亦右軍に令して枚を銜み江を<sup>わた</sup>蹴ること五里にして以て須<sup>ま</sup>たしむ。夜中、乃ち左軍・右軍に令して江を涉り鼓を鳴らし中水して以て須<sup>ま</sup>たしむ。吳師之を聞き、大いに駭き、曰く「越人分ちて二師を爲し、將に以て我師を夾攻せんとす」と。乃ち旦を待たず、亦其の師を中分し、將に以て越を禦がんとす。越王乃ち其の中軍に令して枚を銜み潜かに涉らしめ、鼓せず謀がず以て之を襲攻せば、吳師大いに北<sup>に</sup>ぐ。越の左軍・右軍乃ち遂に涉りて之に従い、又大いに之を没に敗り、又郊に之を敗り、三戰三北、乃ち吳に至る。越師遂に吳國に入り、王臺<sup>(29)</sup>を圍む。

この記事には、夜襲における音のコントラストがよく表れている。まず、越は王の私兵を合わせて三軍を作り、左右の



軍は暗くなってからそれぞれ密かに移動し、夜中になって初めて進軍の鼓を打ち鳴らして江水を渡る。一方の呉軍は、その軍鼓の音に驚き、軍を二つに分けて越の左右の軍を防ごうとするが、残っていた越の中軍が音を立てず密かに江水を渡り、呉軍を襲ったために、呉は大敗を喫した。つまり、目が利かない夜間の攻撃に對する判断は、ほとんど耳に依存しており、音をコントロールすることは夜戦の戦術上重要な要素であったと考えられる。

(2) 綱に縋って包圍された城に出入りする

次に、夜間に綱をつたって城の包圍から脱走、あるいは城内に侵入する記事を擧げる。

⑨ 僖公三十年

(晉侯と秦伯が鄭を包圍した。) 佚之狐鄭伯に言いて曰く、「國の危きに、若し燭之武をして秦君に見えしむれば、師必ず退かん」と。公之に従う。(燭之武) 辭して曰く、「臣の壯なるも、猶お人に如かざるに、今老いるや、能く爲すこと無きなるのみ」と。公曰く、「吾早に子を用いること能わざるに、今急にして子を求むるは、是れ寡人の過也。然れども鄭亡べば、子にも亦不利あらん」と。(燭之武) 之を許す。夜、縋りて出づ。秦伯に見えて曰く……<sup>30)</sup>

⑩ 襄公十九年

齊の慶封 高唐を圍むも、克たず。冬十一月、齊侯之を圍む。(齊から高唐に逃げていた夙沙) 衛の城上に在るを見、之を號べば乃ち下る。守備を問うに、備無きを以て告ぐ。之に揖し、乃ち登る。(齊) 師將に傅かんとするを聞き、高唐人に食らわしむ。殖綽・工僕會夜に縋り師を納れ、衛を軍に醜にす。<sup>31)</sup>

⑪ 昭公十九年

(齊の高發は莒を攻め、莒子の逃げた紀鄆を子占に攻撃させた。) 初め、莒に婦人有りて、莒子其の夫を殺し、已に嫠婦と爲る。老に及び、紀鄆に託し、紡して以て度り之を去む。師至るに及び、則ち諸を外に投ず。或るもの諸を子占に獻じ、

子占師をして夜に縋りて登らしむ。登る者六十人にして、縋絶つ。師鼓譟し、城上の人も亦譟す。莒の共公懼れ、西門を啓きて出づ。七月丙子、齊師紀に入る。<sup>(32)</sup>

これらは城壁の内側から綱を下ろし外へ出る、あるいは外から中に入る事例である。いずれの例も、包圍戦であり、門から出入りできない状況で密かに行われる。また、⑪では、「師鼓譟、城上之人亦譟」とあり、城内に入った兵士が大きな音を立てて襲來を知らせている。ここでも突如夜の城に響く襲來の音が効果的に作用したといえよう。

(3) 逃亡と歸還

まず逃亡の例を二例挙げたい。

⑫ 文公十三年

(晉人は秦に逃れている士會を呼び戻そうとして) 乃ち魏壽餘をして魏を以て叛く者を偽らしめ、以て士會を誘わんとす。其の帑を晉に執らえ、夜に逸らしむ。自ら秦に歸せんことを請い、秦伯之を許す。<sup>(33)</sup>

⑬ 襄公二十七年

(九月庚辰、崔氏に内紛が起き、慶封は崔杼を助けるとして盧蒲癸や國人に崔氏の邸を攻めさせた。) 遂に崔氏を滅ぼし、成と疆を殺し、而して盡く其の家を俘れば、其の妻縊る。嬖崔子(崔杼)に復命し、且つ御して之を歸す。至れば、則ち歸するもの無く、乃ち縊る。崔明夜に諸を大墓に辟す。辛巳、崔明來奔す。慶封國に當たる。<sup>(34)</sup>

⑫は、偽装ではあるが、他國へ逃亡する事例である。⑬では、庚辰の夜に崔明が崔杼の遺體を墓に納め、翌辛巳に魯に逃れて來たということから、崔明は夜のうちに逃亡したと考えられよう。

逃亡とは逆に、亡命者が歸還する例もある。

⑭ 哀公六年

(亡命していた齊の公子陽生を陳乞が呼び寄せた。陽生は用心をして) 遂に行く。夜に逮びて、齊に至る。國人之を知る。  
 僖子(陳乞) 子士の母をして之を養わしめ、饋者と皆入る。<sup>(36)</sup>

陽生が夜に齊に入ったことについて、杜預は「故に昏を以て至るは、人をして知らせしむるを欲せざれば也。國人知りて言わず、陳氏の衆を得るを言う」と注し、人々に知らせないようにするためであったと解釋している。國人はこれを知っていたが、陳乞に従って黙っていた。こうして、陳乞は陽生の即位を強行したのである。

(4) 弑殺

最後に、弑殺が夜に行われた事例を二例挙げる。<sup>(37)</sup>

⑩文公十四年

(齊昭公の夫人叔姬は舍を生んだが、叔姬が寵愛されなかつたため、舍は軽んじられていた。昭公が卒し、舍が即位した。一方、昭公の弟の公子商人はよく施捨し、士を集めていた。) 秋七月乙卯、夜、齊の(公子) 商人舍を弑して(公子) 元に讓る。元曰く、「爾之を求むること久し。我能く爾に事えん。爾多く憾を蓄えしむるべからざれば、將に我を免ぜんとせんや。爾之を爲せ」と。<sup>(38)</sup>

⑪襄公七年

鄭僖公の太子爲るに、成の十六年に於いて子罕と晉に適き、禮せず。又子豊と楚に適くも、亦禮せず。其の元年に及び晉に朝し、子豊諸を晉に懇<sup>うった</sup>えて之を廢せんと欲するも、子罕之を止む。將に鄆に會せんとするに及び、子駟相たるも、又禮せず。侍者諫むるも、聽かず、又諫むれば、之を殺す。鄆に及び、子駟賊をして夜に僖公を弑せしめ、而して瘡疾を以て諸侯に赴<sup>つ</sup>ぐ。簡公生れて五年、奉じて之を立つ。<sup>(39)</sup>

⑫は夜に賊を使つて行われ、諸侯には病死と偽つた。夜に僖公を殺害したことも、内密に事を運ぶためであったと考え

られる。

以上に挙げた行動の多くが、秘密裏の行動、あるいはイレギュラーな事件である。つまり、夜の行動は日常の秩序の埒外といえるのかもしれない。

### (5) 灯火

ここで古代の照明装置（灯具）に目を向けてみたい。上に挙げた『左傳』の記事の中、またその前後に灯火の使用について言及するものは見出せず、個人あるいは軍が音や月・星の明かり以外に何を頼りに行動していたのかは不明である。他の文献に目を向けると、夜襲において灯火が効果的に用いられた故事が『史記』卷六十五・孫子吳起列傳に見られる。

孫子其（龐涓）の行を度るに、暮に當に馬陵に至るべし。馬陵の道狭く、而して旁に阻隘多し、兵を伏す可し。乃ち大樹を斫り白くして之に書して曰く「龐涓 此の樹の下に死す」と。是に於いて齊軍の善く射る者萬弩に令し、道を夾みて伏せしめ、期して曰く「暮に火の擧ぐるを見れば俱に發せよ」と。龐涓果たして夜に斫木の下に至り、白書を見、乃ち火を鑽り之を燭す。其の書を読み未だ畢らざるに、齊軍の萬弩俱に發せば、魏軍大いに亂れ相い失う。龐涓自ずから智窮まり兵敗るるを知り、乃ち自刎す。<sup>40)</sup>

孫子が龐涓に燭を點けるように仕向け、その明かりを目印に攻撃するという計略である。龐涓はまんまとその罠にかかって大敗し、自刎した。ここでは、木に書かれた文字を讀もうとして初めて明かりを灯していることから、夜間の軍事行動において、常時灯火を用いることはなかったと推測される。

祭祀・儀禮にも照明が用いられた。『禮記』郊特牲「祭の日……汜埽して道を反し、郷田燭を爲す」<sup>41)</sup>について、孔穎達疏は郊祭が早朝のため、郊の民が道沿いに照明を設けて道を照らしたとする。また、『詩』小雅・庭燎には「夜如何ん。夜未だ央つきず、庭燎の光、君子至る、鸞聲將將たり」とあり、「夜未央とは、猶お夜未だ渠央せざるを言うがごとき也。

而して庭に於いて大燭を設け、諸侯をして早に來朝せしめ、鸞聲の將將然たるを聞く」という鄭箋の解釋を採れば、早朝に諸侯が來朝する際にかがり火がたかれたと考えられる。<sup>(42)</sup>

古代の照明には、「燎」や「燭」などの呼稱があり、用途によってさまざまな形態や規模の照明装置が存在したことがうかがわれる。<sup>(43)</sup> 燃料には主に動物性の油脂が用いられた。特殊な例ではあるが、秦始皇帝の豪華な陵墓について『史記』卷六・秦始皇本紀に、「人魚の膏を以て燭と爲す」とあり、おそらく動物性油脂を燃やして光源としたことが記されている。植物性油脂が燃料として普及するのは魏晉以降であり、それ以前に主流であった動物性油脂や蜜蠟は非常に貴重なものであった。<sup>(44)</sup> したがって、灯火を用いる場面や、日常的に灯火を用いることのできた人々は限られていたことであろう。

#### (6) 夜間通行の禁止

中國では古代から、夜間みだりに歩き回ることが禁止されていた。『周禮』秋官・司寤氏にその職務が記されている。

『周禮』秋官・司寤氏

夜の時を掌る【鄭玄…夜の時は、夜の晩早を謂う。今の甲乙より戊に至るが若し】。星を以て夜を分かち、以て夜士に夜禁を詔ぐ【鄭玄…夜士とは、夜を行き徹候するを主る者、今の都候の屬の如し】。晨行する者を禦ぎ、宵行する者・夜游する者を禁ず。【鄭玄…其の寇害に遭うこと及び謀りて公事に非<sub>そ</sub>くに備う。禦も亦禁也。之を遏止するを謂う。刑法無き也。晨とは明に先だつ也。宵とは定昏也。】<sup>(45)</sup>

この規制に關する詳しい考證は、程樹徳や桑原隲藏等によつてまとめられている。<sup>(47)</sup> 特に唐代以降の夜間通行禁止令の法制史上の變遷についてはこれらを参照されたい。

鄭注によれば、司寤氏とは夜の時間を掌る官職である。ここでは「星を以て夜を分かち」とあることから、天文による時刻計算であろう。次に、「夜士」について、鄭注は今の「都候」のようなものだとする。「夜士」・「都候」とは、巡邏の

官吏と考えられる。<sup>(48)</sup>さらに、鄭注は夜に出歩くことを禁じる理由を、暴行に遭うことや公務に違反するような悪巧みを防ぐためとする。これらの記述から、少なくとも後漢末には夜間の治安維持のために通行禁止令が行われていたことがわかる。

なお、『周禮』秋官・司寤氏には「晨行する者を禦ぐ」とあり、未明の外出も禁止事項として挙げられるが、孫詒讓は「禦」と「禁」には禁則に輕重があり、「禦」は鄭注に「刑法無き也」とあることから、禁令は出すけれども罰則がないことを意味すると指摘する。<sup>(49)</sup>つまり、朝に近い未明のほうが、禁令が軽いということになる。

また、夜間通行禁止令が漢代に行われていたことについては、『史記』卷一〇九・李將軍列傳に次のような逸話が見える。

（李廣は）嘗て夜に一騎を従え出で、人に従いて田間に飲す。還り霸陵の亭に至るに、霸陵の尉は酔い、呵めて廣を止む。廣の騎曰く「故の李將軍なるぞ」と。尉曰く「今の將軍も尙お夜行するを得ざるに、何ぞ乃ち故なるをや」と。廣を止めて亭下に宿せしむ。<sup>(50)</sup>

李廣は匈奴に敗れ、將軍職を失い、狩獵をして生活していた。夜に騎馬一人を連れて田地で酒を飲んだ。霸陵の亭まで戻ると、こちらでも酔った尉が李廣を止めた。尉の言いつは「今の將軍でさえ、夜に通すわけにいかないのに、どうして故の將軍を通せようか」というものである。結局、李廣は亭に泊まることとなった。「尉」は、『後漢書』志第二十八・百官五に「尉大縣二人、小縣一人。……尉盜賊を主る。凡そ賊の發<sup>お</sup>こること有るも、主名立たずんば、則ち推し索して行き尋ね、姦宄を案察して、以て端緒を起<sup>お</sup>こす」とあり、賊を取り締まる官職である。李廣の逸話でも、夜間に通行せんとする人物は不審者とみなされ、取り締まりの対象となったことがうかがえる。

しかし、この禁令には例外が想定される。『周禮』秋官・司寤氏の賈公彥疏は以下のように述べる。

（禮記）奔喪に云うに「日に行くこと百里、夜を以て行かず。惟だ父母の喪には、星を見て行き、星を見て舍る」

と。明らけし星を見るの時即ち夜と爲る也。……此れ晨行する者を禁じ、宵行する者を禁ずと云うは、道路中に在るを謂う。『禮志』に云うに「男女夜行するに燭を以てす」と。宮中に在るを謂う也。晨行・宵行する者、惟だ罪人と父母の喪に奔るもののみ。天子の祭天の時の若きも、則ち夜を通じて行く。故に『禮記』（郊特性）に云うに「汜埽して道を反し、郷は田燭を爲る」と。夜に遊ぶ者を禁ずる者は、其の故無くして遊ぶ者を禁ずるなり。<sup>32)</sup>

賈公彦は、諸書を引き父母に對する奔喪の禮が夜間に及ぶこと、禁止は道中だけで、宮中の通行は禁止されないこと、『禮記』郊特性に見える夜の祭祀を擧げ、未明や夜間に外を通行するのは父母の葬禮や、天子が祭祀を行う時であり、夜間通行禁止令は理由なく出歩くことを禁止するものとする。さらに、夜に通行する者は、父母の喪禮の他は罪人のみとさえ述べる。このような考えからすれば、李廣が亭で止められたのは、夜間に移動するものは秩序を外れた者とみなされたためと考えられる。

前掲『左傳』の諸例を含め、夜に起きる出来事は日常の秩序外にあった。日本中世史においても、夜討ちについて検討した笠松宏至氏が、夜は本来、晝のおきてや法の外にあったと述べている。<sup>33)</sup>さらに、人類學的な視座に立てば、山口昌男氏が演劇について述べる中で「日常性の同義語であるところの晝と、對立するすべてのものが、非日常性の舞臺である夜において備わっている」と指摘しており、<sup>34)</sup>このような晝Ⅱ日常、夜Ⅱ非日常という圖式が、古代中國文化においても成り立つのかもしれない。以下、さらに検討していきたい。

### 3. 夜に訪れるもの

冒頭に、三宅氏が整理した日本古代の夜の特徴として、Ⅱ人間以外のさまざまな異類が活動するという點を擧げた。そこで次に、中國古代における鬼神・怪異と夜との關係について検討を加えたい。

(1) 祭祀儀禮

まず、夜に行われる祭祀について見よう。先に、朝夕の祭祀の史料として『國語』魯語下を擧げた。その「天子は大采に日に朝す」について、韋昭は、

『禮』に「天子春分を以て日に朝するは、尊有るを示す也」と。……『周禮』に「王者は大圭を搯み、鎮圭を執り、藻は五采五就、以て日に朝す」と。則ち大采とは此を謂う也。言うところは天子公卿と日に朝するに因りて以て陽政を修めて地徳を習い、月を夕するに因りて以て陰教を理めて天刑を糾す。日は晝を照らし、月は夜を照らし、各其の照らすに因りて以て其の事を修む。<sup>55)</sup>

と注し、天子と公卿は、朝は日、夕は月と、それぞれ晝夜の照らすものによつて祭祀を行うとする。

『禮記』祭義には、郊祭として日月の祭祀が見える。

郊の祭は、大いに天に報じて日を主とし、配するに月を以てす。夏后氏は其の闇に祭り、殷人は其の陽に祭り、周人は日を祭り、朝を以て闇に及ぶ。日を壇に祭り、月を坎に祭り、以て幽明を別ち、以て上下を制す。日を東に祭り、月を西に祭り、以て外内を別ち、以て其の位を端す。日は東より出で、月は西に生ず。陰陽長短、終始相い巡りて、以て天下の和を致す。<sup>56)</sup>

『史記』卷十二・孝武本紀には、漢の武帝が郊に日月の祭祀を行ったという記述がある。

十一月辛巳朔旦冬至、味爽、天子始めて郊し泰一を拜す。朝に日に朝し、夕に月に夕し、則ち揖して泰一に見ゆること雍の禮の如くす。【集解・應劭曰く、天子春に日に朝し、秋に月に夕するに、日を東門の外に拜し、日に朝するに朝を以てし、月に夕するに夕を以てす。瓚曰く、漢儀泰一の時に郊するに、皇帝平旦に竹宮より出で、東に向いて日に揖し、其の夕西に向かいて月に揖すと。便ち郊の日を用い、春秋を用いざる也。<sup>57)</sup>】



ただし、武帝の場合は、郊で日月を拜する祭祀が泰一の祭祀として行われている。そして、漢の泰一（太一）への祭祀は、また『史記』卷二十四・樂書に、

漢家常に正月上辛を以て太一を甘泉に祠るに、昏時を以て夜祠り、明に到りて終る。常に流星有りて祠壇上を經。僮男僮女七十人をして俱に歌わしむ。<sup>(58)</sup>

とあり、正月の祭祀では夜を徹して行われたことがわかる。<sup>(59)</sup>

漢の武帝は方士を重用して方術を行ったことが『史記』孝武本紀などに記述されているが、その中に神降ろしの記事がある。

『史記』孝武本紀

是に於いて天子又玉印を刻むに「天道將軍」と曰い、使をして羽衣を衣、夜に白茅の上に立たしめ、五利將軍も亦羽衣を衣、白茅上に立ち印を受け、以て臣とせざるを示す也。而して「天道」を佩る者、且に天子の爲に天神を道か  
んする也。是に於いて五利常に夜其の家に祠り、以て神を下さんと欲す。神未だ至らずして百鬼集る。然るに頗る能  
く之を使う。<sup>(60)</sup>

ここで、五利將軍（樂大）は夜ごとに神を降そうとしたところ、神は降りずに百鬼が集まってきたという。さらに、武帝と鬼神の関係でいえば、『史記』卷二十八・封禪書に、

（巫に下つていた鬼神が武帝の病氣平癒を豫言したため、これを神君とし）大赦し、壽宮神君を置く。……見るを得べきにあらず、其の言を聞くに、言うこと人の音と等し。時に去り時に來り、來れば則ち風肅然たり。室の帷中に居る。時に晝に言う。然るに常に夜を以てす。<sup>(61)</sup>

とあり、この神君は姿を見ることができず、晝に話すこともあるが、夜に話すことが常であつたという。これは、夜と鬼神の関係を示唆するものであろう。

年中行事の中には、泰一の祭祀のように夜通し行われるものが少なくない。重要な年中行事の一つに「逐儼」や「追儼」と呼ばれる行事がある。「儼」はすでに『呂氏春秋』や『禮記』の月令記事に見え、<sup>(62)</sup> 詳しい式次第は『後漢書』志第五・禮儀中に次のようにある。

臘に先だつこと一日、大儼す。之を逐疫と謂う。其の儀……方相氏は黄金の四目、熊皮を褻り、玄衣朱裳、戈を執り盾を揚ぐ。十二獸に衣・毛・角有り。中黃門之を行り、冗從僕射之を將い、以て惡鬼を禁中に逐う。夜漏上水、朝臣會し、……因りて方相と十二獸の儼を作す。嚙呼し、周遍・前後省ること三過、炬火を持ちて、疫を送り端門を出づ。門外の騶騎は炬を傳えて宮を出で、司馬闕門の門外五營の騎士は火を傳えて雒水中に棄つ。<sup>(63)</sup>

ここには、大晦日の前日の夜に異形の姿をした方相等が、火を掲げて惡鬼を追い出す様子が記されている。桐本東太氏は、小林太市郎氏が収集した歴代王朝の儼の事例を参照し、それらが概ね夜間を選んで行われていたことを指摘する。<sup>(64)</sup> 古い歳の惡鬼や疫鬼を祓う「儼」が、その後も所謂「除夜」として夜に行われることは現在まで變わりない。

## (2) 疫鬼

疫病との關係で注目されるのが、夜に現れて小兒に危害を加えるとされる姑獲鳥や鬼車である。文献上では時代が下り、晉・郭璞の作とされる『玄中記』や梁・宗懐『荊楚歲時記』、唐・段成式『酉陽雜俎』などに記述が見える。

『太平御覽』卷九二七・羽族部十四・鬼車引『玄中記』

姑獲鳥は夜飛び晝藏る。蓋し鬼神の類ならん。毛を衣れば飛鳥と爲り、毛を脱がば女人と爲る。名を天帝少女と爲し、一名夜行遊女、一名釣星、一名隱飛鳥。子無く、喜びて人の子を取り、養いて以て子と爲す。人の小兒を養うは、其の衣を露わにすべからず。此の鳥度れば即ち兒を取る也。荊州に多しと爲す。昔豫章の男子田中に六七女人有るを見、是の鳥なるを知らず。扶匍して往き、先に其の解く所の毛衣を得、取りて之を藏し、即ち往きて諸鳥に就く。

各々走り毛衣を就け、此を衣て飛び去る。一鳥獨り去るを得ず、男子取りて以て婦と爲し、三女を生む。其の母後に女をして父に衣を取るを問わしめ、積稻下に在りて之を得、之を衣て飛び去る。後に衣を以て三女を迎え、三女兒衣を得て飛び去る。<sup>(66)</sup>

この姑獲鳥は夜に飛び回り子供をさらう女の怪鳥で、さまざまな別稱があり、羽衣傳説と呼べる内容を持つ。姑獲鳥・鬼車については山田慶兒氏に專論があり、これら夜鳴く怪鳥を小兒を害する疫鬼と見て、その呪術療法と關係づけて論じている。<sup>(66)</sup>卓見であると考ええる。本稿でもこれら夜の怪鳥を疫鬼と見なし、その撃退について見ていきたい。

鬼車は、『荆楚歲時記』正月に次のように記述される。

正月の夜、鬼車鳥の度るもの多し。家家床を槌ち戸を打ち、狗の耳を振る。燭燈を滅し以て之を禳う。<sup>(67)</sup>

山田氏は、このような記述について、湖北・湖南地方には古く正月七日の夜に惡鳥を祓う習俗があつたとし、これを「一種の追儺」であると指摘する。<sup>(68)</sup>

また、山田氏は、姑獲鳥や鬼車鳥の夜鳥という性質に注目し、中國におけるフクロウとの類似性を指摘する。<sup>(69)</sup>本論の冒頭で述べたように、夜の鳥の代表格であるフクロウは、中國では不吉な鳥として忌み嫌われた。文献史料においては、しばしば「惡鳴」などと特にその鳴き聲を嫌うものが多い。<sup>(70)</sup>『太平御覽』において、フクロウを指す「鴟」「鵂」は、卷九二七・羽族部十四「異鳥」類に「鬼車」とともに收められており、『證類本草』などの本草類でも、フクロウ類と姑獲鳥・鬼車鳥は近い位置に排列されることから、これらを編纂した人々が兩者に類似性を見出していたと考えられよう。

この他にも、『荆楚歲時記』正月には疫鬼を祓う行事が記録されている。<sup>(71)</sup>

A. 雞鳴きて起き、先ず庭前に於いて爆竹し以て山臊の惡鬼を辟く。【杜公瞻・按ずるに『神異經』に云うに、「西方の山中に人有り、其の長尺餘、一足、性は人を畏れず、之を犯せば則ち人をして寒熱せしめ、名を山臊と曰う」と。人竹を以て火中に著くに、焮燁として聲有り、而して山臊は驚憚して遠く去る。『玄黃經』の所謂の山獾鬼也。俗人以爲

らく、爆竹・燃草は庭燎より起こり、家國應に王者より濫りにすべからず。<sup>(72)</sup>  
 B. 正月未日の夜、蘆荳の火もて井廁中を照らせば、則ち百鬼走る。<sup>(73)</sup>

Aは早朝に爆竹を鳴らして山臊を祓うとするもの。杜公瞻注によれば、山臊は熱病を引き起こす疫鬼である。また、爆竹の由来について、朝廷の儀禮である庭燎に起源するという。<sup>(74)</sup> AもBも火を用いて疫鬼を祓うケースであり、これについて、守屋美都雄氏は、「中國人は火を照らすことによつて邪神や疫神を追いはらうことができると考えていたようである」と述べる。<sup>(75)</sup> 照らす、すなわち闇を拂うことによつて邪神や疫鬼を驅逐できるという考えは、冒頭に擧げた三宅氏のIV「明るくなる朝は、異類が退散」するという考えに通じるかもしれない。<sup>(76)</sup>

(2) 幽鬼・靈魂

以上に人に害をなす疫鬼や怪鳥について見たが、人間が死後に化する幽鬼はどうであろうか。中國の幽靈譚は志怪小説の中に多く見られるが、古代文獻中にはそれほど多くない。

『左傳』成公十年

晉侯大厲を夢みるに、被髮は地に及び、膺を搏ちて踊りて曰く「余の孫を殺すは、不義なり。余帝に請うを得るなり」と。大門及び寢門を壞ちて入る。公懼れ、室に入るも、又戸を壞つ。公覺め、桑田の巫を召す。<sup>(77)</sup>

晉侯の夢に現れた幽鬼について、杜預は「厲は鬼也。趙氏の先祖也。八年、晉侯・趙同・趙括を殺し、故に怒る」と注しており、子孫が殺されたことを恨んで趙氏の祖先が現れたとする。この他にも、死靈や祖靈が夢に現れる事例が『左傳』や『史記』に見える。

『左傳』昭公七年

(鄭人は以前の内紛で伯有を殺したことにおびえ) 鄭人相い驚かすに伯有を以てす。「伯有至る」と曰えば、則ち皆走るも、

往く所を知らず。刑書を鑄しの歳の二月、或るもの伯有介して行くを夢む。曰く、「壬子、余將に帶を殺さんとする也。明年の壬寅、余又將に段を殺さんとする也」と。壬子に及び、駟帶卒す。<sup>(79)</sup>

『史記』卷三十七・衛康叔世家

初め、襄公に賤妾有りて、之を幸し、身みよる有り、夢に人有りて謂いて曰く「我は康叔也。若みんじの子をして必ずや衛の有たしめ、而みなの子を名づけて『元』と曰わん」と。妾之を怪しみ、孔成子に問う。成子曰く「康叔なる者は、衛の祖也」と。子を生むに及び、男なれば、以て襄公に告ぐ。<sup>(80)</sup>

古代の夢に關する記述は、多くの場合、豫言や啓示・警告を伴う。<sup>(81)</sup>すなわち、死靈とのコミュニケーションは、夜に見る夢を介して行われたといえよう。

死者の魂を呼び戻そうとする招魂も夜に行われた。

『漢書』卷九十七上・外戚傳・孝武李夫人

上(武帝)李夫人を思念して已まず、方士齊人少翁能く其の神を致さんと言う。乃ち夜燈燭を張り、帷帳を設け、酒肉を陳ちんね、而して上をして他の帳に居り、好女の李夫人の貌の如くして、幄に還り坐して歩くを遙望せしむ。又就きて視ることを得ず、上愈益相よよい思よよい悲感し、爲に詩を作りて曰く……<sup>(82)</sup>

武帝は寵愛していた李夫人の魂を呼び寄せようと、夜に帳を張り灯りをともすと、夫人らしき人影がその中に現れる。

また、『搜神記』卷二には死者に會いに行く故事が収録されている(以下、『搜神記』の「番號」は竹田晃譯『搜神記』〈平凡社、一九六四年〉による)。

〔45〕漢の北海營陵に道人有り、能く人をして已に死せる人と相い見しむ。其の同郡の人、婦死せること已に數年、聞きて往き之に見え、曰く「願わくは我をして一たび亡婦を見しめよ。死すとも恨まず」と。道人曰く「卿往きて之を見るべし。若し鼓聲を聞かば、即ただちに出でて留ること勿れ」と。乃ち其の相見の術を語る。俄にして之を見るを得。

是に於いて婦と言ひ語り、悲喜恩情 生くるが如し。良久しくして、鼓聲恨れたるを聞き、住るを得ること能わず、戸を出づるの時に當り、忽ち其の衣裾を戸間に掩い、掣絶して去る。<sup>(83)</sup>

ある男が亡くなった妻に會うために、その術を持った道士に頼むと、道士は「鼓」が聞こえたら必ず歸つて來いと言つた。竹田晃氏はこの「鼓」を「曉を告げる太鼓」と譯している。<sup>(84)</sup>つまり、亡き妻と男の面會は夜のみ可能であり、朝には兩者が再び隔絶されることを意味していよう。『搜神記』には、この他にも卷十六の「389」琵琶や琴を弾く幽霊に出會う故事や、「393」幽霊を賣り拂つた男の故事などがあり、それらも夜の出來事である。また、竹田氏が父の體驗談として、一九三五年の山西省太原で、夜に老婆が髪を振り亂して孫の魂を呼んでいるのを見たという。<sup>(85)</sup>これらのことから、死者の靈が生者と交わる時間は、主に夜の間にあつたと考えてよいのではないだろうか。

### おわりに

以上、中國古代の夜をテーマに、夜に關わる文獻史料の一部を人間の活動と神怪の出現という二つの側面から示した。

まず、『左傳』から引いた事例では、人間が夜に活動する場合は、逃亡や弑殺など、多くが密かに行うべき行動であつた。たとえば軍の進退は鼓などの合圖によつて統制されたと考えられるが、夜間の撤兵ではそのような記述は見られず、鳥獸の聲などで敵軍の遁走を判断していた<sup>(4)</sup>。一方で、進軍では音が效果的に用いられている。夜に鼓などを打ち鳴らしての進軍は、敵勢を驚かせ混亂に陥れるために效果的であつた<sup>(7)</sup>。これは、冒頭で舉げた三宅氏が説く日本古代の夜の要點のうち、Ⅱ「暗い夜には、人間以外の神・佛・鬼・妖怪などの異類が活動し、人間の視覚が十分に及ばない分、聽覺・嗅覺・觸覺が有効に働く」の後半に當たる。

また、亡命者の歸國の例として舉げた<sup>(5)</sup>において、齊の陳乞は亡命していた公子陽生を、夜密かに歸還させ、即位させようと謀つた。これらはイレギュラーな事件であり、夜の行動とは日常の秩序の外にあつたといえよう。『左傳』では夜

間の通行を制限する記事は見られないが、『周禮』秋官・司寤氏や『史記』李將軍列傳の記述から、漢代には夜間通行禁止令が布かれており、夜みだりに出歩く者は罪人として扱われ、まさに秩序を亂す存在であった。

次に人間以外、すなわち鬼神など異類の活動について検討した。武帝の泰一の祭祀や神降ろしが夜に行われたことなどは、鬼神と夜が強く結びついていたことを意味しているよう。そして、雛や正月の年中行事において、火を用いた逐疫が夜から未明にかけて行われた。姑獲鳥や鬼車鳥などの妖鳥は、フクロウのように夜に飛来して子供に害をなすものであり、夜はこれら疫鬼の活動時間であった。さらに、幽鬼や靈魂も夢や夜と關係することが、『左傳』や『搜神記』の記事から確認できる。これらは三宅の要點Ⅱの前半に當てはまる。そして、Ⅱのうち、聽覺との關係でいえば、『史記』卷四・周本紀に見える、西周を滅ぼした妖女・褒姒の來歴も興味深い。

三年、幽王褒姒を嬖愛す。……宣王の時に童女謠いて曰く「槩弧箕服、實に周國を亡さん」と。是に於いて宣王之を聞き、夫婦の是の器を賣る者有り、宣王執らえて之を戮せしむ。道に逃れて、郷者後宮の童妾の棄つる所の妖子の路に出る者を見、其の夜啼くを聞き、哀みて之を收め、夫婦遂に亡がれ、褒に奔る。<sup>(86)</sup>

棄子となった褒姒を指して「妖子」といい、これが夜に啼いていたという記述は、褒姒の妖女としての性格を強調するものかもしれない。この他、『韓非子』十過に、

(衛靈公が晉に行く途中で濮水のとりに宿營した。)夜分、新聲を鼓する者を聞きて之を説よむび、人をして左右に問わしむるも、盡く聞かずと報ず。乃ち師涓を召して之に告げて、曰く「新聲を鼓する者あり、人をして左右に問わしむるも、盡く聞かずと報じ、其の状は鬼神に似たり、子我の爲に聽きて之を寫せ」と。<sup>(87)</sup>

とあり、夜聞こえてくる正體不明の音楽について、まるで鬼神のようだという。この後、この曲を覚えるよういわれた樂師である師涓はもう一晚かけてこの樂を習得し、後日、晉の平公の前で披露するのだが、平公の樂師である師曠は、この曲は濮水に身を投げた紂王の樂師である師延と因縁があるため最後まで聽くと國が亡ぶと忠告し、止めようとした。<sup>(88)</sup>最終

的には音楽にうつつを抜かすと身を滅ぼすことになるという訓戒であるが、これも夜に鬼神の樂を聴くという聽覺に關する故事といえる。

このように、本稿で扱った中國古代の夜に關する記述から、三宅氏の四つの要點のうち、IとIIIについては検討し得なかつたが、IIについては上記の通り確認することができた。IV「明るくなる朝は、異類が退散」する點についても、『捜神記』卷二の亡き妻に會いに行く故事で、男が朝の鼓を聞いたら歸らねばならないという制限の中に看取できる。つまり、これらの點においては、日本も中國も夜に對して同様の觀念を有しているといえよう。

本稿では、古代文獻史料中に見える夜の事例を検討するに留まり、晝夜の對比、<sup>88)</sup>日中の比較といった問題まで議論が及ばなかつた。これらは中國古代の夜に對する觀念の獨自性を捉えるためには重要な問題であり、今後検討すべき課題である。

日中の比較という點でみると、日本と中國では夜の鳥や音に對する人々の反應が異なる場合がある。蛇足ながら、最後にその一例を擧げる。冒頭で述べたように、夜のフクロウの聲は中國では「惡鳴の鳥」とされ、明・王圻『三才圖會』第十三函・鳥獸卷一「鴟鴞」にも「俗説に鴟鳴けば則ち人死す」とあるなど、フクロウの鳴き聲を不祥とする觀念は根強い。<sup>89)</sup>日本でも『源氏物語』夕顔に「夜半も過ぎにけんかし、風のやや荒々しう吹きたるは。……氣色ある鳥のから聲に鳴きたるも、梟はこれにやとおぼゆ」とあり、異様な聲とみなされる場合もあるが、鎌倉・室町時代には、御伽草子に親しみやすい善良な鳥としてフクロウが描かれたことは興味深い。また、フクロウの鳴き聲は「糊すりおけ」や「五郎助奉公」などさまざまに聞きなしがあり、江戸時代の人々はフクロウの鳴き聲で天候を占つたという、<sup>90)</sup>ここに嫌悪感はうかがえない。こうした感受の違いには、自然に對する觀察眼の違いや教育による固定觀念の形成など、それぞれの環境の中で時代とともに醸造されてきた文化背景が關係しているものと推測される。このような問題に切り込むには今後さらに検討を重ねる必要がある、本稿はその第一歩である。



## 註

- (1) 拙論「漢代畫像石に見るふくろうの表象——その機能と地域的特徴」(『中國出土資料研究』第十八號、二〇一四年)、および「中國古代における惡鳥觀——ふくろうのイメージの固定化とその背景」(『日本秦漢史研究』第十五號、二〇一五年)。
- (2) 「掌覆天鳥之巢。【鄭玄・覆猶毀也。天鳥、惡鳴之鳥、若鴉鵂。】」以下、『周禮』の底本は孫詒讓撰、王文錦・陳玉霞點校『周禮正義』(北京・中華書局、一九八七年)とす。
- (3) 「掌射國中之天鳥。若不見其鳥獸、則以救日之弓與救月之矢夜射之。【鄭玄・不見鳥獸、謂夜來鳴呼爲怪者。獸、狐狼之屬。】」
- (4) 「景公爲路寢之臺、成而不踊焉。柏常騫曰、君爲臺甚急、臺成。君何爲而不踊焉。公曰、然。有梟音者鳴、聲無不爲也。吾惡之甚。是以不踊焉。」底本は吳則虞編『晏子春秋集解』(北京・中華書局、一九六二年)。
- (5) 三宅和朗「古代の人々と不思議——感性を手がかりに」(同著『古代の人々の心性と環境——異界・境界・現世』吉川弘文館、二〇一六年)。この論文は同著『時間の古代史——靈鬼の夜、秩序の晝』(吉川弘文館、二〇一〇年)を踏まえたものである。
- (6) 「舍也。天下休舍。从夕、亦省聲。」以下、『說文』の底本は、『說文解字段注』(第二版、成都・成都古籍書店、一九九〇年)とする。
- (7) 「休舍、猶休息也。舍、止也。夜與夕、渾言不別。」
- (8) 「莫也。从月半見。凡夕之屬皆从夕。」
- (9) 「字統」普及版、平凡社、一九九四年、五〇四頁。
- (10) 「是故天子大采朝日、與三公・九卿祖識地德。日中考政、與百官之政事、師尹維旅・牧・相宣序民事。少采夕月、與大史・司載、糾虔天刑。日入監九御、使潔奉禘・郊之粢盛、而後即安。諸侯朝修天子之業命、書考其國職、夕省其典刑、夜徹百工、使無惰淫、而後即安。卿大夫朝考其職、書講其庶政、夕序其業、夜庀其家事、而後即安。士朝受業、晝而講貫、夕而習復、夜而計過無憾、而後即安。自庶人以下、明而動、晦而休、無日以怠。」以下、『國語』の底本は上海師範大學古籍整理組校點『國語』(上海・上海古籍出版社、一九七八年)とする。
- (11) 「僑聞之、君子有四時、朝以聽政、晝以訪問、夕以脩令、夜以安身、於是乎節宣其氣。」以下、『左傳』の底本は『春秋左傳正義』(臺北・臺灣中華書局、一九七九年)とする。
- (12) 時制の變遷や換算については、陳久金「中國古代時制研究及其換算」(『自然科學史研究』第二卷第二期、一九八三年)に詳しい。
- (13) 「日之數十、故有十時、亦當十位、自王已下、其二爲公、其三爲卿。」杜預注はこの「十時」と「十位」の對應關係について「日中當王、食時當公、平日爲卿、雞鳴爲士、夜

- 半爲阜、人定爲輿、黃昏爲隸、日入爲僚、晡時爲僕、日暝爲臺、隅中・日出、闕不在第、尊王公、曠其位」と説明する。
- (14) 天文による時刻の計測や機械時計に關する總論は、二一  
 ダム（吉田忠ほか譯）『中國の科學と文明』第五卷（新版、  
 思索社、一九九一年）を参照されたい。
- (15) 「斥候士百餘人、五分夜擊刀斗自守。【顏師古・夜有五更、  
 故分而持之也。】」底本は班固撰『漢書』（北京・中華書局、  
 一九六二年）に據る。
- (16) 「挈壺氏……凡軍事、縣壺以序聚糧。凡喪、縣壺以代哭  
 者。皆以水火守之。分以日夜。」
- (17) 「鄭司農云、縣壺以爲漏。以序聚糧、以次更聚擊樣備守  
 也。玄謂擊樣、兩木相敲、行夜時也。」
- (18) この他、夜間の警邏については、『周禮』夏官・掌固  
 （城郭などを修築し、士庶子や服役中の一般人民に防具を  
 配分する官）に「晝三巡之、夜亦如之。夜三警以號戒。  
 【鄭注…杜子春云、讀警爲造次之造、謂擊鼓行夜戒守也。  
 ……玄謂、擊警警守鼓也。三巡之間又三擊警】」とあり、  
 晝夜守衛の陣を巡回し、三度時の大鼓を打つものとされた。
- (19) 「諸侯救鄭、楚師夜遁。鄭人將奔桐丘、諜告曰、楚幕有  
 烏。乃止。」
- (20) 「秦行人夜戒晉師曰、兩君之士皆未愁也、明日請相見也。  
 輿駢曰、使者自動而言肆、懼我也。將遁矣。薄諸河、必敗  
 之。胥甲・趙穿當軍門呼曰、死傷未收而棄之、不惠也。不  
 待期而薄人於險、無勇也。乃止。秦師夜遁。復侵晉、入
- 瑕。」
- (21) 「及昏、楚師軍於郟。晉之餘師不能軍、宵濟、亦終夜有  
 聲。」
- (22) 「丙寅晦、齊師夜遁。師曠告晉侯曰、烏烏之警樂。齊師  
 其遁。邢伯告中行伯曰、有班馬之聲。齊師其遁。叔向告晉  
 侯曰、城上有烏。齊師其遁。」
- (23) 「中軍以警令鼓、鼓人皆三鼓。司馬振鐸、羣吏作旗、車  
 徒皆作。鼓行、鳴鑼、車徒皆行、及表乃止。三鼓、捭鐸、  
 群吏弊旗、車徒皆坐。……鼓戒三闕、車三發、徒三刺。乃  
 鼓退、鳴鑿且卻、及表乃止、坐作如初。」
- (24) 「宵濟亦終夜有聲」について、杜預は「言其兵衆、將不  
 能用」と注している。
- (25) 「訓卒利兵、秣馬蓐食、潛師夜起。戊子、敗秦師于令狐、  
 至于刳首。」
- (26) 「鄭人怨之。六月、鄭子展・子產帥車七百乘伐陳、宵突  
 陳城、遂入之。陳侯扶其大子偃師奔墓。」
- (27) 「子儀之亂、析公奔晉、晉人賞諸戎車之殿、以爲謀主。  
 繞角之役、晉將遁矣、析公曰、楚師輕窳、易震蕩也。若多  
 鼓鈞聲、以夜軍之、楚師必遁。晉人從之、楚師宵潰。」
- (28) 「使長鬣者三人潛伏於舟側曰、我呼餘皇、則對。師夜從  
 之。三呼、皆迭對。楚人從而殺之、楚師亂。吳人大敗之。  
 取餘皇以歸。」
- (29) 「於是吳王起師、軍于江北、越王軍于江南。越王乃中分  
 其師以爲左右軍、以其私卒君子六千人爲中軍。明日將舟戰  
 於江、及昏、乃令左軍銜枚泝江五里以須。亦令右軍銜枚躡

江五里以須。夜中、乃令左軍・右軍涉江鳴鼓中水以須。吳師聞之、大駭、曰「越人分爲二師、將以夾攻我師。」乃不待旦、亦中分其師、將以禦越。越王乃令其中軍銜枚潛涉、不鼓不譟以襲攻之、吳師大北。越之左軍・右軍乃遂涉而從之、又大敗之於沒、又郊敗之、三戰三北、乃至於吳。越師遂入吳國、圍王臺。」

- (30) 「佚之狐言於鄭伯曰、國危矣、若使燭之武見秦君、師必退。公從之。辭曰、臣之壯也、猶不如人、今老矣、無能爲也已。公曰、吾不能早用子、今急而求子、是寡人之過也。然鄭亡、子亦有利焉。許之。夜、縋而出。見秦伯曰……」

- (31) 「齊慶封圍高唐、弗克。冬十一月、齊侯圍之。見衛在城上、號之、乃下。問守備焉、以無備告。掛之、乃登。聞師將傳、食高唐人。殖綽・工僕會夜縋納師、醢衛于軍。」

- (32) 「初、莒有婦人、莒子殺其夫、已爲嫠婦。及老、託於紀鄆、紡焉以度而去之。及師至、則投諸外。或獻諸子占、子占使師夜縋而登。登者六十人、縋絕。師鼓譟、城上之人亦譟。莒共公懼、啓西門而出。七月丙子、齊師入紀。」

- (33) 「乃使魏壽餘僞以魏叛者、以誘士會。執其帑於晉。使夜逸、請自歸于秦、秦伯許之。」

- (34) 「遂滅崔氏、殺成與彊、而盡俘其家、其妻縊。嬖復命於崔子、且御而歸之。至、則無歸矣、乃縊。崔明夜辟諸大墓。辛巳、崔明來奔、慶封當國。」

- (35) 「遂行。逮夜、至於齊。國人知之。僖子使子士之母養之、與饋者皆入。」

- (36) 「故以昏至、不欲令人知也。國人知而不言、言陳氏得衆。」

- (37) 「左傳」において君主が殺害される、あるいは自殺を迫られる事例は六十三例あるが(水野卓「春秋時代の君主―君主の殺害・出奔・捕虜の検討から」『史學』第七十一卷第二・三號、二〇〇二年)、時間帯が明記されるのはここに挙げた二例のみである。

- (38) 「秋七月乙卯夜、齊商人弑舍、而讓元。元曰、爾求之久矣。我能事爾。爾不可使多著憾、將免我乎、爾爲之。」

- (39) 「鄭僖公之爲大子也、於成之十六年與子罕適晉、不禮焉。又與子豐適楚、亦不禮焉。及其元年朝于晉、子豐欲翦諸晉而廢之、子罕止之。及將會于鄆、子駟相、又不禮焉。侍者諫、不聽、又諫、殺子。及鄆、子駟使賊夜弑僖公、而以瘞疾赴于諸侯。簡公生五年、奉而立之。」

- (40) 「孫子度其行、暮當至馬陵。馬陵道陝、而旁多阻隘、可伏兵。乃斫大樹白而書之曰、龐涓死于此樹之下。於是令齊軍善射者萬弩、夾道而伏、期曰、暮見火舉而俱發。龐涓果夜至斫木下、見白書、乃鑽火燭之。讀其書未畢、齊軍萬弩俱發、魏軍大亂相失。龐涓自知智窮兵敗、乃自剄。」以下、『史記』の底本は『史記』(北京・中華書局、一九五九年)に據る。

- (41) 「郊祭之且……六鄉之民各於田首設燭照路、恐王祭郊之早。」その他、夜の祭祀・儀禮において照明を用いることは、「儀禮」土喪禮「宵爲燎于中庭」や「儀禮」燕禮「宵則庶子執燭於阼階上、司宮執燭於西階上、甸人執大燭於庭、

闇人為大燭於門外」に見える。

- (42) 本文「夜如何其。夜未央、庭燎之光、君子至止、鸞聲將將。」鄭箋「夜未央、猶言夜未渠央也。而於庭設大燭、使諸侯早來朝、聞鸞聲將將然。」白川靜氏は、「庭燎」について、日常的な朝會を歌う詩とするよりは、祭祀儀禮に參會する君子を迎える歌とみなす（白川靜『白川靜著作集』第十卷（詩經Ⅱ）、平凡社、二〇〇〇年、五九九頁）。このような照明を準備する官職は、『周禮』秋官・司烜氏に「掌以夫遂取明火於日、以鑒取明水於月、以共祭祀之明盞・明燭、共明水。凡邦之大事、共墳燭庭燎」とあり、鄭注は「玄謂墳、大也。樹於門外曰大燭、於門內曰庭燎。皆所以照衆爲明」とする。ただし、孫詒讓は、かがり火の設置は「闇人」の役目であるという（孫詒讓『前掲書』二九一二～二九一三頁）。『周禮』天官・闇人には「大祭祀・喪紀之事、設門燎、蹕宮門・廟門。凡賓客、亦如之」とあり、また前註に挙げた『儀禮』燕禮でも門外にかがり火を設置する役割を擔っている。
- (43) 熊傳新・雷從雲「我國古代灯具概說」『中原文物』一九八五年第二期。
- (44) 「以人魚膏爲燭。」
- (45) 張籍「中國古代灯具形制和照明燃料演變關係考」『南京藝術學院學報（美術與設計版）』二〇〇九年第六期。
- (46) 「掌夜時【鄭玄…夜時、謂夜晩早。若今甲乙至戊】。以星分夜、以詔夜士夜禁【鄭玄…夜士、主行夜徼候者、如今都候之屬】。禦農行者、禁宵行者・夜游者。【鄭玄…備其遭寇害及謀非公事。禦亦禁也、謂遏止之、無刑法也。晨、先明也。宵、定昏也。】」
- (47) 程樹德『九朝律考』（北京：中華書局、一九六三年、一八一頁、初出は一九二五年）、桑原隲藏「唐明律の比較」『桑原隲藏全集』第三卷、岩波書店、一九六八年。初出は『支那學論叢・高瀬博士還曆記念』、弘文堂書房、一九二八年。近年では深澤一幸「唐代の夜間通行禁止をめぐって」『言語文化研究』第三十三號、二〇〇七年）がある。
- (48) 『後漢書』志第二十五・百官二に「左右都候各一人、六百石。本注曰、主劔戟士、徼循宮、及天子有所收考【注…宮中諸有劾奏罪、左都候執戟戟車縛送付詔獄（後略）】。丞各一人」（以下、『後漢書』の底本は『後漢書』中華書局、一九六五年とする）とあり、宮中の巡視や詔獄への護送を掌る職務と考えられる。
- (49) 孫詒讓、前掲書、二九〇八頁。
- (50) 「晷夜從一騎出、從人田間飲。還至霸陵亭、霸陵尉醉呵止廣。廣騎曰、故李將軍。尉曰、今將軍尚不得夜行、何乃故也。止廣宿亭下。」
- (51) 「尉大縣二人、小縣一人。……尉主盜賊。凡有賊發、主名不立、則推索行尋、案察姦宄、以起端緒。」
- (52) 「奔喪云、日行百里不以夜行、惟父母之喪、見星而行、見星而舍。明見星時即爲夜也。……此云、禁農行者、禁宵行者、謂在道路中。禮志云、男女夜行以燭。謂在宮中也。晨行宵行者、惟罪人與奔父母之喪。若天子祭天之時、則通夜而行。故禮記云、汜埽反道、鄉爲田燭。禁夜遊者、禁其

- 無故遊者。」(賈公彥疏『周禮注疏』上海・上海古籍出版社、二〇一〇年)
- (53) 「夜討ち」(網野善彦他編著『中世の罪と罰』東京大學出版會、一九八三年)。
- (54) 山口昌男「文化と狂氣——ホモ・デリルス」(同著『新編人類學的思考』筑摩書房、一九七九年。初出は『中央公論』一九六九年一月號)。
- (55) 「禮、天子以春分朝日、示有尊也。……周禮、王者摺大圭、執鎮圭、藻五采五就以朝日。則大采謂此也。言天子與公卿因朝日以修陽政而習地德、因夕月以理陰教而料天刑。日照晝、月照夜、各因其照以修其事。」
- (56) 「郊之祭、大報天而主日、配以月。夏后氏祭其闡、殷人祭其陽、周人祭日、以朝及闇。祭日於壇、祭月於坎、以別幽明、以制上下。祭日於東、祭月於西、以別外內、以端其位。日出於東、月生於西。陰陽長短、終始相巡、以致天下之和。」以下、『禮記』の底本は孫希旦撰、沈嘯寰・王星賢點校『禮記集解』北京・中華書局、一九八九年)とする。
- (57) 「十一月辛巳朔旦冬至、味爽、天子始郊拜泰一。朝朝日、夕夕月、則揖、而見泰一如雍禮。【集解】應劭曰、天子春朝日、秋夕月、拜日東門之外、朝日以朝、夕月以夕。瓚曰、漢儀郊泰一時、皇帝平旦出竹宮、東向揖日、其夕西向揖月。便用郊日、不用春秋也。」
- (58) 「漢家常以正月上辛祠太一甘泉、以昏時夜祠、到明而終。常有流星經於祠壇上。使僮男僮女七十人俱歌。」
- (59) 中村喬氏はこの太一の祭祀を燃灯の起源の一つとして舉
- げ、燃灯は中國古來の通夜設燎の夜祭に起源するものであり、佛教的色彩を持つのは後のことであると(同著『中國の年中行事』平凡社、一九八八年、三三三～三四頁)。
- 『中國の年中行事』平凡社、一九八八年、三三三～三四頁)。
- 燃灯の起源については中村裕一氏も同様に太一の祭祀が先であろうとしつつ、「正月一五日の燃灯は、起源的には太一神の祭祀が古いが、太一神の祭祀が、漢代より連綿と繼續されてきたことを證とする史料がないのが弱點である」と指摘する(同著『中國古代の年中行事』第一冊(春)、汲古書院、二〇〇九年、二三〇～二三二頁)。
- (60) 「於是天子又刻玉印曰、天道將軍、使使衣羽衣、夜立白茅上、五利將軍亦衣羽衣、立白茅上受印、以示弗臣也。而佩天道者、且爲天子道天神也。於是五利常夜祠其家、欲以下神。神未至而百鬼集矣。然頗能使之。」
- (61) 「大赦、置壽宮神君。……非可得見、聞其言、言與人音等。時去時來、來則風肅然。居室帷中。時晝言。然常以夜。」
- (62) これらの月令記事によれば「儺」は年に三度行われる(『禮記』は「難」に作る)。「呂氏春秋」季春紀「國人儺、九門磔禳、以畢春氣。」仲秋紀「天子乃儺、禦佐疾、以通秋氣。以犬嘗麻、先祭寢廟。」季冬紀「命有司大儺、旁磔、出土牛、以送寒氣。征鳥厲疾。乃舉行山川之祀、及帝之大臣・天地之神祇。」(底本は陳奇猷校釋『呂氏春秋新校釋』上海・上海古籍出版社、二〇〇二年)これらは時間帶が明確ではないものの、「儺」自體はすでに秦代には行われていたと考えられよう。

- (63) 「先臘一日、大饗、謂之逐疫。其儀……方相氏黃金四目、蒙熊皮、玄衣朱裳、執戈揚盾。十二獸有衣毛角。中黃門行之、冗從僕射將之、以逐惡鬼于禁中。夜漏上水、朝臣會、……因作方相與十二獸舞。嗷呼、周遍前後省三過、持炬火、送疫出端門。門外騶騎傳炬出宮、司馬闕門門外五營騎士傳火棄雒水中。」
- (64) 桐本東太『詩經』東方未明の一解釋（同著『中國古代の民俗と文化』刀水書房、二〇〇四年。初出は『史學』第五十九卷第二・三號、一九九〇年）。
- (65) 「姑獲鳥、夜飛晝藏、蓋鬼神類。衣毛爲飛鳥、脫毛爲女人、名爲天帝少女、一名夜行遊女、一名釣星、一名隱飛鳥。無子、喜取人子、養之以爲子。人養小兒、不可露其衣、此鳥度即取兒也。荊州爲多。昔豫章男子見田中有六七女人、不知是鳥。扶匍往、先得其所解毛衣、取藏之、即往就諸鳥。各走就毛衣、衣此飛去。一鳥獨不得去、男子取以爲婦、生三女。其母後使女問父取衣。在積稻下得之、衣之而飛去。後以衣迎三女、三女兒得衣飛去。」（『太平御覽』臺北・臺灣商務印書館、一九六八年）
- (66) 山田慶兒「夜鳴く鳥」（同著『夜鳴く鳥』岩波書店、一九九〇年）。羽衣傳説的内容について、山田氏は後世の附加とみならず。
- (67) 「正月夜、多鬼車鳥度。家家槌床打戸、振狗耳、滅燭燈以禳之。」以下、『荆楚歲時記』の底本は、宗懷撰、宋金龍校注『荆楚歲時記』（太原・山西人民出版社、一九八七年）とする。
- (68) 山田慶兒、前掲書、二六頁。
- (69) 山田慶兒、前掲書、三二～三五・四八～五一頁。
- (70) 前掲拙論、二〇一五年。
- (71) 中村喬氏は、特に大晦日から元旦にかけては疫病を祓う行事が多いと指摘する（同著『續中國の年中行事』平凡社、一九九〇年、一五頁）。
- (72) 「雞鳴而起、先於庭前爆竹以辟山臊惡鬼。」〔杜公瞻〕按神異經云、西方山中有人焉、其長尺餘、一足、性不畏人、犯之則令人寒熱、名曰山臊。人以竹著火中、焮燂有聲、而山臊驚憚遠去。玄黃經所謂山獾鬼也。俗人以爲、爆竹・燃草起于庭燎、家國不應濫於王者。】
- (73) 「正月末日夜、蘆昔火照井廁中、則百鬼走。」
- (74) 守屋美都雄氏は「正月を迎えるに当たって宮廷で燈を燃やして明るくした例は少なくない」とし、魏晉の例を挙げ（同著『荆楚歲時記——中國民俗の歴史的研究』帝國書院、一九五〇年、四・五頁）。
- (75) 守屋美都雄、前掲書、六二頁。
- (76) ただし、鬼車の記事では、灯りを消す（滅燭燈）という逆の方法が採られる。これは『四時纂要』や『齊東野語』にも同様の記述があり、『四時纂要』の記述について、中村裕一氏は「灯りを消して、鬼鳥が家に入らないように、通り過ぎるのを待った」と解釋する（同著、前掲書第一卷〈春〉、一九七頁）。明の李時珍は『本草綱目』卷四十九・禽部四「鬼車鳥」の集解で「鬼車狀如鴛鴦、而大者翼廣丈許。晝盲夜了、見火光輒墮」とし、火の光に弱いと記して

- いる(李時珍『本草綱目』北京：人民衛生出版社、一九八一年)。
- (77) 「晉侯夢大厲、被髮及地、搏膺而踊曰、殺余孫、不義。余得請於帝矣。壞大門及寢門而入。公懼、入于室、又壞戶。公覺、召桑田巫。」
- (78) 「厲、鬼也。趙氏之先祖也。八年、晉侯殺趙同・趙括、故怒。」
- (79) 「鄭人相驚以伯有。曰、伯有至矣、則皆走、不知所往。鑄刑書之歲二月、或夢伯有介而行。曰、壬子、余將殺帶也。明年壬寅、余又將殺段也。及壬子、駟帶卒。」
- (80) 「初、襄公有賤妾、幸之、有身、夢有人謂曰、我康叔也。令若子必有衛、名而子曰元。妾怪之、問孔成子。成子曰、康叔者、衛祖也。及生子、男也、以告襄公。」
- (81) 『左傳』の夢の記事のうち、死者が夢に現れるものが最も多く、次が鬼神であるという(池田不二男「古代中國人の夢に關する思惟——左傳國語呂氏春秋を中心として」『文學研究』第十五號、一九五七年)。
- (82) 「上思念李夫人不已、方士齊人少翁言能致其神。乃夜張燈燭、設帷帳、陳酒肉、而令上居他帳、遙望好女如李夫人之貌、還幄坐而步。又不得就視、上愈益相思悲感、爲作詩曰……。」『史記』卷十二・孝武本紀では、李少翁が呼び寄せたのは王夫人であるとする(「其明年、齊人少翁以鬼神方見上。上有所幸王夫人、夫人卒、少翁以方術蓋夜致王夫人及竈鬼之貌云、天子自帷中望見焉」)が、『漢武故事』や『搜神記』等後世では李夫人のお話として伝えられている。
- (83) 「漢北海營陵有道人、能令人與已死人相見。其同郡人、婦死已數年、聞而往見之、曰、願令我一見亡婦、死不恨矣。道人曰、卿可往見之。若聞鼓聲、即出勿留。乃語其相見之術。俄而得見之。於是與婦言語、悲喜恩情如生。良久、聞鼓聲恨恨、不能得住、當出戶時、忽掩其衣裾戶閉、掣絕而去。」以下、『搜神記』の底本は干寶撰、汪紹楹校注『搜神記』(北京：中華書局、一九七九年)とする。
- (84) 竹田晃譯『搜神記』平凡社、一九六四年、四四頁。
- (85) 竹田晃『中國の幽霊』東京大學出版會、一九八〇年、二六頁。
- (86) 「三年、幽王嬖愛褒姒。……宣王之時童女謠曰、檠弧箕服、實亡周國。於是宣王聞之、有夫婦實是器者、宣王使執而戮之。逃於道、而見鄉者後宮童妾所棄妖子出於路者、聞其夜啼、哀而收之、夫婦遂亡、奔於褒。」
- (87) 「夜分、而聞鼓新聲者而說之、使人問左右、盡報弗聞。乃召師涓而告之、曰、有鼓新聲者、使人問左右、盡報弗聞、其狀似鬼神、子爲我聽而寫之。」(陳奇猷校注『韓非子新校注』上海：上海古籍出版社、二〇〇〇年)
- (88) 「乃召師涓、令坐師曠之旁、援琴鼓之。未終、師曠撫止之、曰、此亡國之聲、不可遂也。平公曰、此道奚出。師曠曰、此師延之所作、與紂爲靡靡之樂也。及武王伐紂、師延東走、至於濮水而自投。故聞此聲者必於濮水之上。先聞此聲者其國必削、不可遂。」
- (89) 三宅氏(前掲論文)は、夜に比べると少ないながら晝にも境界領域や異界では異類による不思議な活動が引き起こ

されることもあったと指摘している。中國でも『墨子』明鬼下に、秦の穆公が晝間廟にいたところ、句芒という鳥身の神が入ってきて穆公の繁榮を豫言する故事が見える（昔者鄭〈秦〉穆公、當晝日中處乎廟、有神入門而立。鳥身、素服三絶、面狀正方。鄭〈秦〉穆公見之、乃恐懼奔、神曰、無懼。帝享女明德、使予錫女壽十年有九、使若國家蕃昌、子孫茂、毋失。鄭〈秦〉穆公再拜稽首曰、敢問神名。曰、予爲句芒。」底本は前掲孫詒讓『墨子閒詁』孫以楷點校、北京・中華書局、一九八六年。本文は「鄭穆公」とするが、孫詒讓は注で『山海經』郭璞注や『玉燭寶典』が「秦穆公」としてこの記事を引くことから、「鄭」は「秦」の誤りとする。本稿もこれに従う。

(90) 「俗説鴉鳴則人死」(王思義編『三才圖會』上海・上海古籍出版社、一九八八年)。一九五〇年に書かれた周作人の隨筆「猫頭鷹」によると、山林の人々はフクロウの聲を恐れないが、都市の人々には夜の鳴き聲は不吉なものとして聞かれ、死の豫兆とみなす人もいるという(鍾叔河編『周作人散文全集』第十卷、桂林・廣西師範大學出版社、二〇〇九年。初出は『赤報』一九五〇年二月六日刊)。

(91) これには白居易『白氏文集』卷一・諷諭「凶宅」「梟鳴松桂枝、狐藏蘭菊叢。蒼苔黃葉地、日暮多旋風」が典據ではないかという指摘があり(阿部秋生等校譯「源氏物語」①「新編日本古典文學全集、附録「漢籍・史書・佛典引用一覽」、小學館、一九九四年、四四五頁)漢籍の影響がうかがわれる。

(92) 山口仲美『ちんちん千鳥のなく聲は——日本語の歴史(鳥聲編)』(講談社、二〇〇八年、一六七—一八二頁)。御伽草子『ふくろふ』ではウソ姫に戀する老フクロウが、『鴉鷲物語』では、晝間カラスたちに笑われ憤るフクロウが描かれている。こうした滑稽味を帯びたフクロウの表現は、恐らく晝間の姿を寫したものである。フクロウ類は夜行性であるが、晝間に活動できる視力を備えており、深山では晝夜問わず給餌するという。また、晝間、木陰で休んでいるフクロウに小鳥が襲いかかりつつきまわすことがあり、フクロウはこれに反撃しない(『世界文化生物大圖鑑 鳥類』改訂新版、世界文化社、二〇〇四年、一七六—一七九頁)。



This eastward enlargement of territory by the Yan state indicates not only the extension of the territory of Liaoxi and Liaodong districts but also a cultural movement triggering a new culture on the Korean Peninsula. It also indicates the establishment of the Chondode pottery culture and the slender bronze dagger culture of the Korean Peninsula. As part of this process, iron tools and iron production techniques spread to the Korean Peninsula and then on to the Japanese Archipelago.

## A STUDY OF THE NIGHT IN ANCIENT CHINA : HUMAN ACTION AND THE APPEARANCES OF SUPERNATURAL BEINGS

YAJIMA Akiko

This paper addresses the night in ancient China. In the case of ancient Japanese history, Miyake Kazuo offered the following four points about the night and the sensitivity of people in ancient Japan. First, daytime was a time for human activity, and the sense of sight predominated. Second, nighttime was a time for non-human beings, and the senses of hearing, smell, and touch predominated. Third, non-human beings began to become active in the evening. Fourth, non-humans beings retreat at dawn, and humans find signs of their presence. With reference to these findings, this paper examines the meaning of the night in ancient China from the point of view of human action and appearance of supernatural beings.

First, in regard to human action, we find in the *Zuozhuan* 左傳 that the movement of armies, escapes, invasions, returns, and regicides take place at night. Most of these actions are those that should be conducted in silence or secretly, but a night attack might employ sound effectively to throw an enemy into confusion. Because these cases were irregular events and the Han dynasty prohibited people from going out at night without reason, it appears that actions conducted at night were regarded as outside the normal order.

The second considers the appearances of non-human and supernatural beings. Emperor Wu of the Han conducted the rite worshipping Taiyi 泰一 and performed necromancy throughout the night. And *nuo* 傩 rites were performed with fire to exorcize pestilence on the final night of the year. Yamada Kenji indicated that exorcizing evil birds, such as the Guhuoniao 姑獲鳥 and Guiche 鬼車, which flew over at New Year's night and caused children to become sick, was related to the *nuo*. Because the evils of pestilence visited at night, it is thought that the ancient

Chinese tried to exorcize them using fire to light the night. Furthermore, we find in the *Zuozhuan* and the *Soushenji* 搜神記 that ghosts and spirits often communicated with the living through dreams. It is clear from these facts that non-human beings appeared during nighttime in ancient China too. In addition, the concern shown sounds heard in the night, such as an owl's bleating, the cry of an orphan or Baosi 褒姒, or music played by supernatural beings on the banks of the Pu River 濮水, reveal that the predominance of the sense of hearing that operated in the night.

**LEGITIMACY OF THE EASTERN JIN DYNASTY FROM  
THE PERSPECTIVE OF A “PERIPHERAL” GOVERNMENT,  
WITH A FOCUS ON THE CONTINUED USE OF THE WESTERN-JIN  
ERA NAME JIANXING FROM THE REIGN OF EMPEROR  
MIN DURING THE FORMER LIANG**

ITAHASHI Akiko

The biographies of the Former Liang 前涼 rulers are placed not in the “Records of the Regional Rulers” (*zaiji* 載記) but in the “Collected Biographies” (*liezhuan* 列傳) in the *History of the Jin* (*Jinshu* 晉書), edited in the early Tang dynasty, and that history emphasizes that the rulers maintained their loyalty to the Jin dynasty as “protectors of the realm” (*fanping* 藩屏) despite the peripheral location of the Former Liang. On the other hand, the Former Liang continued to use the era name Jianxing 建興 of the Western-Jin Emperor Min (愍帝) in its territory although it had decided to submit to the Eastern Jin dynasty after the fall of the Western Jin. Excavated materials in recent decades have proved that Jianxing was used for more than 40 years in the area of Hexi 河西, and that it also came to be used in the Western Regions (*xiyu* 西域). The purpose, however, of the continuation of the use of Jianxing in the Former Liang has yet to be fully scrutinized.

Since the beginning of its foundation, the Former Liang had continued its support for the Western Jin dynasty on the verge of its fall (during the reigns of Emperor Huai through Emperor Min) to some extent. Especially during the reign of Emperor Min, who relocated the capital to Chang'an 長安, the Former Liang (under the first ruler, Zhang Gui 張軌, and the second, Zhang Shi 張寔) built up a record of loyal service as the most loyal *fanping* among all the *fanping* of the Jin dynasty by often dispatching troops to defend Chang'an. In the reign of Emperor Min, the Zhang family rulers of the Former Liang occupied a position similar to that